

精神科病院に外からの風を… ～入院している人の視線、市民の視線から～

認定NPO大阪精神医療人権センター 山本 深雪

大阪精神医療人権センターは、1998年から大阪府下の精神科病床をもつすべての病院を訪問する活動を行っています。入院している人の声を聞いて病院に伝え、市民の視線によって病棟を見て療養環境に疑問があれば投げかけてきました。この活動を進めていくには、関係者や関係団体の理解を得ることが必要でした。道のりは決して平坦なものではありませんでしたが、活動や話し合いを重ねることで病院にも変化がみられてきました。安心してかかれる精神科医療を目指すためには、精神科病院に市民の視線を入れることで風通しをよくし、入院している人の声に耳を傾けなければいけない……そういう共通した認識が広がってきていることを感じます。

精神科病院で人権を主張することの難しさ

精神科病院に入院している人が処遇改善を求める窓口はありますが、それらはあまり使われていません。何かあったら相談ができる場所があって、相談できる状況を保障することは大切です。しかし、それで入院している人は権利を行使できるでしょうか。

たとえば、入院している人は心のエネルギーが低下していたり、考えをまとめることが難しいときがあったり、自分の考えをうまく伝えられない場合

があります。そのような状態では、電話をかけることもおっくうになります。ましてや受話器の向こうにいるのは知らない人です。さらに、自分の権利を主張すること自体に大きなエネルギーがいります。また、日ごろからお世話になっている病院のスタッフに対する気遣いから、病院の外部の人に相談することに遠慮する気持ちがわいてくることもあるでしょう。精神医療審査会への請求は家族でもできますが、家族の中には病院に遠慮する人もいます。

そして、大きなエネルギーを使って精神医療審査会へ連絡しようとしても、「審査請求をスタッフにとがめられた」、「請求の書面を職員に『ここで預かる』と取りあげられた」というような実態があることも聞かれます。また、「審査会の文章に、結論が出るまでに約80日かかりますとあり、あきらめた」との声も届きます。「不当だと感じてから3日以内に、話を聞きに来てくれないとしんどくて……」と迅速な対応を切実に願う声が多い現状です。

このような状況の中に自分がいることを想像したときに、みなさんは「自分の権利を述べよう」と思えますか？

大阪や福岡をはじめいくつかの地域では、弁護士会が積極的に精神科病院に入院中の人の人権擁護活動を行っています。そして、大阪・兵庫・東京には民間の権利擁護機関である精神医療人権センターがあります。精神科病院の中での人権侵害を予防することや、人権侵害が起きた場合には侵害を受けた人をサポートするなどの活動をしています。これら精神科病院に入院している人の人権について活動する組織は、精神医療審査会に請求する手続きをサポートしています。このような組織がある都道府県は、その他の都道府県と比べて請求件数が多く、入院している人の訴えが届きやすいのが実情です。

精神科病院に入院している人が安心して自分の権利について考えて述べるためには、行政だけではなく、病院内に第三者の権利擁護官が滞在して話を聞く環境を整えることが大切です。

精神科病院で安心して療養するために大切なこと

大阪精神医療人権センターが精神科病院の訪問活動を始めたころと大きく違ってきていることは、ベッド周りにカーテンを設置する病院が増えてきたこと、病棟の公衆電話が周囲を気にせず使える環境が保障されるようになってきたこと、病室の窓にある鉄格子をはすすことが前向きに検討されてきたこと、などです。また、ある病院では人権委員会を設置して、委員として病院の外部の人（患者会や家族の人、精神保健福祉士など）に参加してもらい、本人から直接話を聞く活動を行っています。そして、この人権委員会は接遇委員会と連携して、入院している人への対応の改善に取り組んでいます。このような取り組みは、市民の視線からみても安心感をもつことができます。

入院している人の人権の保障や権利擁護というと、とてもかたくなる印象をもたれるかもしれません。しかし、実際に入院している人が「大切に接してもらっている」と感じることは、当たり前のことからです。たとえば、次のような思いを聞いて、どのように感じるでしょうか？

- * 主治医と話せる時間が毎日きちんとあること。特に、入院したばかりのときは、じっくり30分はかけて話ができたら安心。
- * 治療方針の説明など大切な話は、面談室などプライバシーが守られる場で。
- * 飲み薬についても、わかりやすい説明をしてほしい。
- * 忙しそうな風向きで動かず、「ゆっくり養生しましょうね」と声かけできる雰囲気大切に。

私たちにできることは？

精神科病院に入院している人は、病気や治療を理由に人権が侵害されやすい状況にあります。私たちの国において、現在の法制度で保障されている人権には抽象的なものが多く、世界保健機構（WHO）による「精神保健ケアに関する法：基本10原則」と照らし合わせるととても不十分です。守られるべき人権は何かを検討し、より具体的なものとして提示できるようにしていくことや、人権が守られるためのしくみを検討し、現場を変えていくことが大切です。

精神科病院に入院している人の人権やその保障について考えるのは、まずはその領域に携わる人たちかもしれません。しかしそれらに頼っているだけでは大きく変化することは難しいため、社会の私たち一人ひとりが関心を向けることが大切です。市民の評価と関心は、精神科医療の質の向上に寄与します。多くの場で、この課題について話し合いの場がもたれることを願います。

山本 深雪（やまもと・みゆき）：認定NPO大阪精神医療人権センター事務局長。電話相談、病院訪問・面会、資料発行の活動に1992年からかわり現在に至る。20代のころから精神の不調により友人に精神科を勧められ三十数年受診、服薬している。クライアントの横の連携により元気づけられてきた。
連絡先電話番号（大阪精神医療人権センター）：06-6313-0056